道路付属施設 長寿命化修繕計画 【基本計画】









令和3年6月

京 都 市

目 次

1.	道路	各付属施設長寿命化修繕計画について
1.	1	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.	2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.	3	定める事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2.	計画	画対象施設について
2.	1	基本計画の対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	2	横断歩道橋の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[]=	ラム】 横断歩道橋の撤去方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1(
2.	3	大型カルバート・シェッドの現状と課題・・・・・・・・・・ 1 1
2.	4	門型標識等の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3.	予防	方保全型維持管理の推進
3.	1	メンテナンスサイクルの運用方針・・・・・・・・・・・・ 1 5
3.	2	優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
3.	3	新技術等の活用・費用縮減・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
4.	参考	考資料
4	1	田鈺説昭

1. 道路付属施設長寿命化修繕計画について

1. 1 はじめに

京都市は、世界有数の歴史都市であり、平安京の時代から今に続く大路、小路に加え、都市域の拡大に伴い着実に道路を整備してきました。その多くは、高度経済成長期に整備されたものであり、現在、管理する道路延長は約3,600km(令和3(2021)年3月末時点)に達しています。

道路は、橋りょう、トンネル、舗装、道路附属物^{※1}など、様々な施設(以下、「道路施設」という。)で構成されており、これらの道路施設は、市内8土木事務所において、市民からの通報や道路パトロールにより異常の発見に努め、その都度、補修^{※2}や修繕^{※3}を進めてきました。

近年、全国的に様々な道路施設において、老朽化に伴う事故が発生しており、安全性への関心が高まっています。本市では、平成 25 (2013) 年度より、第三者被害を防止する観点から、道路ストック総点検を実施し、点検時の応急措置として落下の可能性がある部品の撤去、ナットの再締め付け、コンクリートの浮きの撤去などを行うとともに、異常が発見された施設については順次補修や修繕を行い、安全の確保を図っています。

また,平成26(2014)年7月1日より,道路法施行規則の一部を改正する省令等が施行され,今後,橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ,道路管理者の責任による点検,診断,措置,記録というメンテナンスサイクルを確立するため,定期点検についての具体的な実施頻度や方法等が定められました。

今後、引き続き、厳しい財政状況が見込まれる中、更新の時期を迎えつつある多くの道路施設の機能を適切に維持し、市民の安心・安全を一層確保していくためには、施設の重要度に応じて、損傷が著しくなってから対処する事後保全型の維持管理を脱却し、損傷が軽度な段階で予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理を計画的に実施することにより、施設の長寿命化を進め、中長期的なコストの縮減や予算の平準化を図ることが求められています。

道路付属施設長寿命化修繕計画(以下「本計画」という。)は、本市が管理する道路施設のうち横断歩道橋、大型カルバート^{※4}、シェッド^{※5}、門型標識等を対象とし、メンテナンスサイクルを着実に運用するために必要な事項を定め、予防保全型の維持管理・更新等を計画的に推進するものです。

表1 点検種別

点検種別	点検内容
道路ストック総点検	平成 24 (2012) 年 12 月に中央自動車道笹子トンネル(山梨県内)内で発生したコンクリート製天井板の崩落事故を受け、国土交通省の「道路ストック総点検の実施について」の通達に基づき、橋りょう、トンネル、舗装、道路附属物等について、本体の変状や附属物の取付け状態等の異常を把握し、落下、倒壊による第三者被害の防止の観点(重大事故防止を含む)から点検を実施したもの。
定期点検	道路法施行規則第4条の5の5の規定に基づいて行う点検であり,5年に1回の頻度で近接目視 ^{※6} により実施し, 健全性の判定 をすることが義務付けられている。 健全に維持管理するために,点検,診断,措置,記録及び監視を行っていくことを目的としている。

表2 維持管理手法

維持管理手法	管理区分の考え方
予防保全型	予防的な保全を行う管理手法 定期的な点検・診断によって施設の状態を把握し、損傷が軽微な段階で修繕などの対策を実施 することで、修繕の効率化や利用者への事故を回避するなどリスクの低減を図る管理手法です。
事後保全型	緊急措置を必要とする管理手法 発生している損傷により不具合が生じ,機能が果たせなくなった後に抜本的な修繕などの対策 を行うことで,施設の性能を回復させる管理手法です。

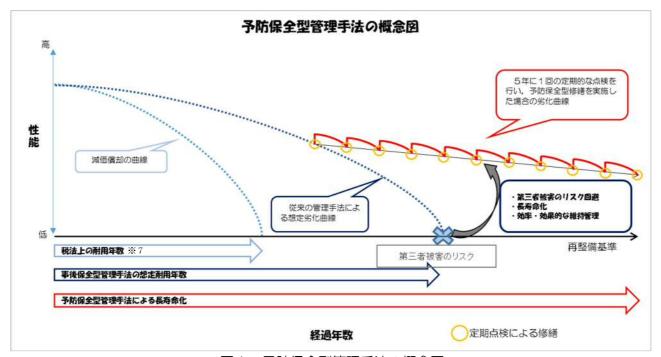


図1 予防保全型管理手法の概念図

1.2 計画の位置付け

本市では、京都市基本計画「はばたけ未来へ!京プラン」の実施計画に基づき「京都市公共施設マネジメント基本方針」(平成 26 (2014) 年 3 月策定)を定め、これを踏まえた「京都市公共施設マネジメント基本計画」(平成 27 (2015) 年 3 月策定、平成 31 (2019) 年 3 月改訂)において、公共施設マネジメントを分野横断的に展開するための具体的な推進指針や取組方策を示しています。

ここでは、道路構造物について、計画的な点検、診断、修繕、更新等により効率的、効果的な維持管理が可能となる「橋りょう」、「トンネル」、「舗装」、「のり面」、「道路付属施設」を対象に、個別施設計画を策定し、防災機能の強化と最適な維持管理を推進していくこととしています。本計画は、本市が管理する「道路付属施設」を対象とした個別施設計画に位置付けています。

1.3 定める事項

本計画で示す,予防保全型の維持管理では,道路法施行規則に基づき,5年に1回の頻度で対象施設の点検・診断を行い,その結果に基づき,必要な対策を適切な時期に,効率的・効果的に実施するとともに,これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し,以後の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築していきます。

そこで,道路付属施設長寿命化修繕計画【基本計画】(以下「基本計画」という。)において,対象施設,メンテナンスサイクルの運用方針,対策の優先順位の考え方等を定め,別途,個々の施設ごとに,点検・診断に基づく個別施設の状態,必要な対策内容と実施スケジュール,対策費用(概算)等を示した道路付属施設長寿命化修繕計画【実施計画】(以下「実施計画」という。)を策定します。

また、定期点検を実施した対象施設については、点検・診断結果に基づき、速やかに次回 点検までに必要な対策内容と実施スケジュール等を検討し、順次実施計画を改定していきま す。

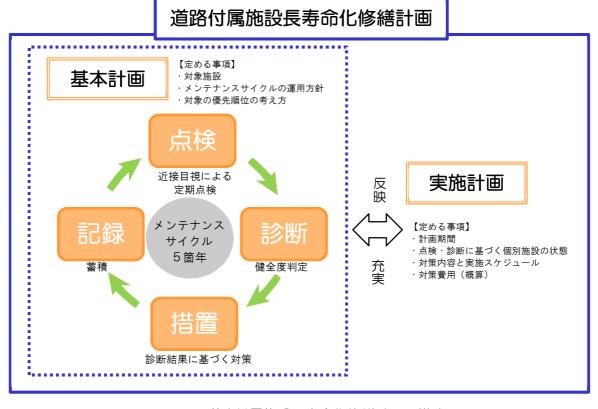


図2 道路付属施設長寿命化修繕計画の構成

2. 計画対象施設について

2.1 本計画の対象施設

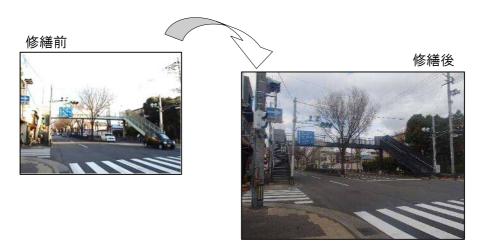
本計画では、表3に示す、道路法施行規則により5年に1回の定期点検が義務づけられている横断歩道橋(30橋)、大型カルバート(8箇所)、シェッド(2箇所)及び門型標識等(20箇所)を対象とします。

これらの対象施設は、大型の構造物であり、老朽化等により異常が生じた場合に道路の構造や交通に大きな支障を及ぼすおそれがあり、計画的に予防保全型の維持管理を推進し、常に適切な状態を維持する必要があることから選定しています。

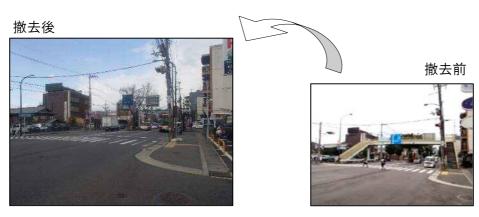
なお、対象施設以外の道路照明灯や道路標識等の小規模な道路施設については、道路ストック総点検や職員による点検結果を踏まえ、補修や更新により安全性の確保を図っているところです。今後も、施設の規模等に応じた点検、パトロールや「みっけ隊」アプリ等を通じた市民からの通報等により施設の状態を把握し、適切な時期に補修等を行っていきます。

表3 計画対象施設一覧(令和3(2021)年3月末現在)

施設	種別	数量	計画対象
横断歩道橋		30橋	0
	レバート 道用)	8 箇所	0
シェ	ッド	2 箇所	0
門型標識等	道路標識	19箇所	0
门坐惊礖寺	道路情報板	1 箇所	0



横断歩道橋(鳳徳:平成29年度修繕完了)



横断歩道橋(宝が池:平成28年度撤去完了)





門型標識等(道路標識) (四ノ宮四ツ塚線)



シェッド (国道 477 号)



門型標識等(道路情報板) (国道 162 号)

図3 計画対象施設の状況

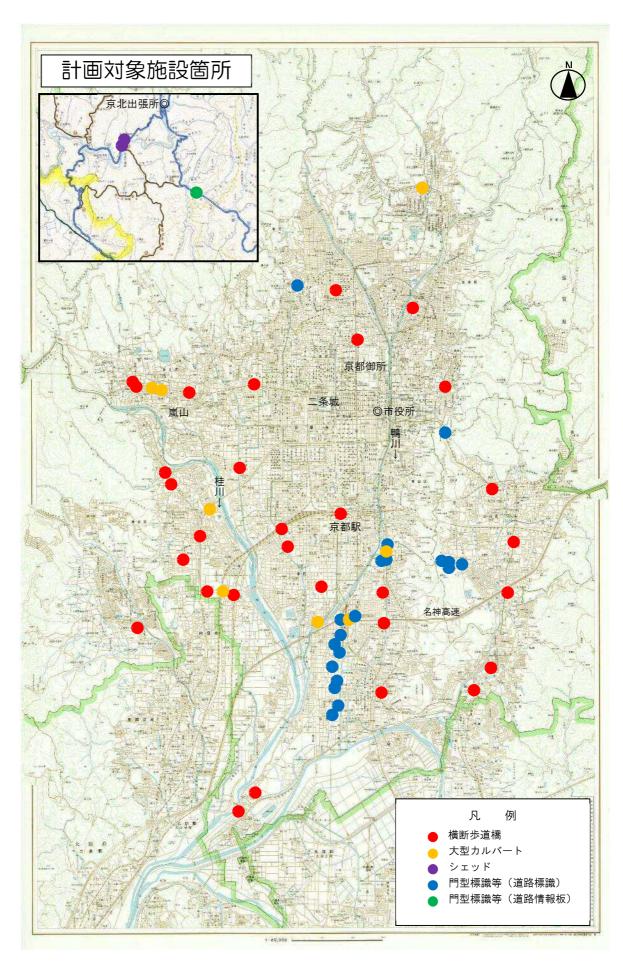


図4 計画対象施設箇所図

2.2 横断歩道橋の現状と課題

本市では、令和 3 (2021) 年 3 月末現在において、30 橋の横断歩道橋を管理しており、これらの多くは、昭和 40 (1965) 年から昭和 50 (1975) 年代初頭にかけて、当時社会問題化していた交通事故対策、渋滞対策のために集中的に整備したものです。

そのため,30橋のうち,令和3(2021)年3月末時点で,建設後50年を経過しているものは,18橋(約60%)であり,今後多くの横断歩道橋において老朽化等への対策が必要となることが想定されます。

一方、横断歩道橋は、バリアフリー及び景観の観点からも課題を抱えるほか、少子化の進展により通学路の指定がなくなるなど、既にその役割を終えているものもあり、一部の横断歩道橋に対して市民から撤去の要望もあがっています。このことから、人と公共交通優先の「歩くまち京都」の実現を目指す本市としては、施設の存在そのものを見直し、利用実態等から存続する必要があるものを除いて、原則撤去の方針を定め、平成31年度までに10橋の撤去を進めてきました。

こうした現状を踏まえ、今後も存続していく横断歩道橋については、従来の事後保全型の維持管理を継続したままでは、一斉に大規模修繕や更新の時期を迎え、大きな財政負担が予想されることから、計画的な維持管理により、施設の長寿命化や、予算の平準化、中長期的なトータルコストの縮減を図っていく必要があります。

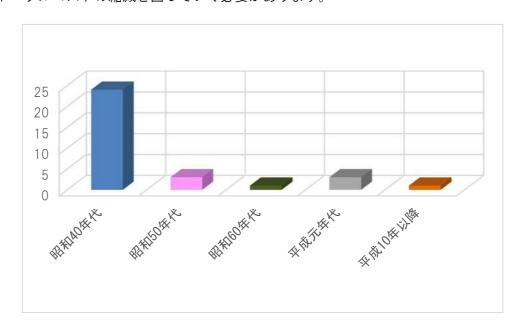


図5 京都市管理の横断歩道橋の建設年次

京都市管理横断歩道橋

うち建設後50年以上経過横断歩道橋

30橋

18橋

令和3(2021)年3月末現在

(現在)

表4 京都市管理横断歩道橋一覧(令和3(2021)年3月末現在)

横断歩連構名称 地名 路線名 (m) 年次 年数 土土 1 石田 京都市伏見区石田西ノ坪 一般市道 外環状線 22.0 850 45 伏土 2 極原 京都市西京区程原分田 一般市道 新山陰街道 14.3 849 46 西月 3 鳳德 京都市北区紫野上鳥田町 主要市道 京都加江阿原美山線 19.3 843 52 北土 4 嵯峨 京都市江区党域大龍寺瀬戸川町 一般市道 京都市江区党域大龍寺瀬戸川町 一般市道 京都市古京区で西東市町 主要市道 鹿ヶ谷道山線 17.3 843 52 北土 17.3 843 52 北土 18.5 18		情長 架設 経過 管轄						管轄	
2 整原 京都市西京区樫原分田 一般市道 新山陰街道 14.3 S49 46 西 3 風徳 京都市北区紫野上島田町 主要府道 京都広河原美山線 19.3 S43 52 北洋 4 嵯峨 京都市右京区槎園坪南町 主要市道 庭ヶ谷嵐山線 17.3 S43 52 北洋 5 花園 京都市右京区花園坪南町 主要市道 庭ヶ谷嵐山線 17.3 S43 52 西 6 鳥羽 京都市有区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南 7 納所 京都市代見区納所南城總 主要市道 京都守口線 26.6 S43 52 伏 8 西国街道西大路 京都市市民区格園寺門前町 一般市道 京都環状線 17.0 S44 51 南 9 寺之内 京都市市民区基東西韓山町 一般市道 东泰経 161号線 16.0 S48 47 西 10 董算山 京都市西京区基東東川町 一般市道 东多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西 11 瀬戸川 京都市市京区陸藤東野瀬戸川町 一般市道 宇多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西 11 瀬戸川 京都市市京区陸東東港瀬戸川町 一般市道 宇多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西 12	,	横断歩道橋名称	地名	路線名					土木
3 風徳 京都市北区柴野上鳥田町 主要府道 京都広河原美山線 19.3 S43 52 北地 4 嵯峨 京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 一般府道 宇多野嵐山山田線 33.9 S45 50 西 5 花園 京都市右京区花園坤南町 主要市道 鹿ヶ谷嵐山線 17.3 S43 52 西 6 鳥羽 京都市南区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南 7 納所 京都市内区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南 7 納所 京都市成民と島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南 9 寺之内 京都市南区吉祥院九条町 主要市道 京都環状線 17.0 S44 51 北 10 垂箕山 京都市西京区太秦垂箕山町 一般市道 太秦経161号線 16.0 S48 47 西 11 瀬戸川 京都市西京区基東海道川町 一般市道 左秦経161号線 16.0 S48 47 西 12 東西西 京都市西京区と世末龍井川町 一般市道 左秦野嵐山山田線 27.7 S46 49 西 西 16.0	1	石田	京都市伏見区石田西ノ坪	一般市道	外環状線	22.0	S50	45	伏見
4 嵯峨 京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 一般府道 字多野嵐山山田線 33.9 S45 50 西 5 花園 京都市右京区花園坤南町 主要市道 鹿ヶ谷嵐山線 17.3 S43 52 西 6 鳥羽 京都市南区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南 7 納所 京都市伏見区納所南城堀 主要市道 京都守口線 26.6 S43 52 伏 8 西国街道西大路 京都市南区吉祥院九条町 主要市道 京都守口線 26.6 S43 52 伏 9 寺之内 京都市在京区村国民寺門前町 一般国道 367 号 18.8 S44 51 本店 10 垂箕山 京都市右京区大秦垂箕山町 一般市道 太秦経161 号線 16.0 S48 47 西店 11 瀬戸川 京都市右京区、金藤中瀬戸瀬戸川町 一般市道 本多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西店 12 桂駅口 京都市在京区 佐藤野町 一般市道 本多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西店 13 西方野寺 京都市南区区 極島西軍区区 極島西 一級市道 市金野 16.2 会 54.2 54 西島	2	樫原	京都市西京区樫原分田	一般市道	新山陰街道	14.3	S49	46	西京
5 花園 京都市右京区花園坤南町 主要市道 座ヶ谷嵐山線 17.3 S43 52 西信 6 鳥羽 京都市南区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南門 7 納所 京都市伏見区納所南城堀 主要市道 京都守口線 26.6 S43 52 伏見 8 西国街道西大路 京都市市区吉祥院九条町 主要市道 京都塚状線 17.0 S44 51 雨前 9 寺之内 京都市上京区相国寺門前町 一般国道 36.7 号 18.8 S44 51 北京 10 垂箕山 京都市右京区大秦垂箕山町 一般市道 太秦経 161 号線 16.0 S48 47 西班 11 瀬戸川 京都市右京区極峡天龍寺瀬戸川町 一般市道 本条経 161 号線 16.0 S48 47 西班 12 桂駅口 京都市西京区極衛東町 一般市道 本多野嵐山山田線 27.7 346 49 西班 13 西万寿寺 京都市南区区極衛東衛軍軍軍軍 一般西道 京都環状線 35.6 S53 42 南 14 西大路駅前 京都市南区	3	鳳徳	京都市北区紫野上鳥田町	主要府道	京都広河原美山線	19.3	\$43	52	北部
6 鳥羽 京都市南区上鳥羽北島田町 一般市道 久世橋通 19.5 S45 50 南門 7 納所 京都市伏見区納所南城場 主要府道 京都守口線 26.6 S43 52 伏見 8 西国街道西大路 京都市向区吉祥院九条町 主要市道 京都環状線 17.0 S44 51 南門 9 寺之内 京都市上京区相国寺門前町 一般国道 367号 18.8 S44 51 北 10 垂箕山 京都市右京区太秦垂箕山町 一般市道 太秦経 161 号線 16.0 S48 47 西門 11 瀬戸川 京都市右京区太秦垂箕山町 一般市道 大秦経 161 号線 16.0 S48 47 西門 12 桂駅西口 京都市西京区桂南巽町 一般市道 生冬野嶌山山田線 27.7 S46 49 西門 13 西万寿寺 京都市西京区桂南巽町 一般市道 京都環珠状線 35.6 S53 42 南門 14 西大路駅前 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嶌山山田線 17.8 S45 50 西門 15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嶌山山田線 17.8 S45 50 西門 16 苔寺口 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嶌山山田線 17.8 S45 50 西門	4	嵯峨	京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町	一般府道	宇多野嵐山山田線	33.9	S45	50	西部
7 納所 京都市伏見区納所南城堰 主要府道 京都守口線 26.6 S43 52 伏見 8 西国街道西大路 京都市成見百祥院九条町 主要市道 京都環状線 17.0 S44 51 南部 9 寺之内 京都市上京区相国寺門前町 一般国道 367号 18.8 S44 51 北部 10 垂箕山 京都市右京区大秦垂箕山町 一般市道 大秦経 161号線 16.0 S48 47 西頭 11 瀬戸川 京都市右京区大秦垂箕山町 一般市道 李野薫山山田線 27.7 S46 49 西頭 12 桂駅西口 京都市西京区林南韓町 一般市道 宇多野嵐山山田線 31.7 S61 34 西頭 13 西万寿寺 京都市西京区極喜野町 一般国道 162号 42.9 S45 50 西頭 15 松室 京都市西区橋橋西平垣町 主要市道 京都環球状線 35.6 S53 42 南部 15 松室 京都市の大見区松室半河原町 一般府道 宇多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西頭 16 苦寺口 京都市が見区水空半の原本でおり足の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上	5	花園	京都市右京区花園坤南町	主要市道	鹿ヶ谷嵐山線	17.3	S43	52	西部
8 西国街道西大路 京都市南区吉祥院九条町 主要市道 京都環状線 17.0 S44 51 南部 9 寺之内 京都市上京区相国寺門前町 一般市道 太秦経 161 号線 16.0 S48 47 西頭 10 垂箕山 京都市右京区太秦垂箕山町 一般市道 太秦経 161 号線 16.0 S48 47 西頭 11 瀬戸川 京都市右京区陸峨天龍寺瀬戸川町 一般市道 宇多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西頭 12 桂駅西口 京都市西京区柱南翼町 一般市道 宇多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西頭 13 西万寿寺 京都市右京区西京極葛野町 一般市道 162 号 42.9 S45 50 西頭 14 西大路駅前 京都市南区唐橋西平垣町 主要市道 京都環状線 35.6 S53 42 南部 15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般市道 宇多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西頭 16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般市道 宇多野嵐山田銀線 17.5 S44 51 伏見 17 砂川 京都市佐見区深華中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 佐見 18 養徳 京都市东京区西地大泉区市田町 一般市道 京都環状線 22.6 S44 51 左辺 19 油水路 京都市南区入世田町 一般市道 大世 87 41 南部 20 新高田 京都市大民区地町 一般市道 <td< td=""><td>6</td><td>鳥羽</td><td>京都市南区上鳥羽北島田町</td><td>一般市道</td><td>久世橋通</td><td>19.5</td><td>S45</td><td>50</td><td>南部</td></td<>	6	鳥羽	京都市南区上鳥羽北島田町	一般市道	久世橋通	19.5	S45	50	南部
9 寺之内 京都市上京区相国寺門前町 一般国道 367 号 18.8 S44 51 北洋 10 垂箕山 京都市右京区太秦垂箕山町 一般市道 太秦経 161 号線 16.0 S48 47 西月 11 瀬戸川 京都市右京区壁峨天龍寺瀬戸川町 一般市道 宇多野嵐山山田線 27.7 S46 49 西月 12 桂駅西口 京都市西京区柱南巽町 一般市道 柱経 211 号線 31.7 S61 34 西月 13 西万寿寺 京都市右京区西京極葛野町 一般市道 162 号 42.9 S45 50 西月 14 西大路駅前 京都市右京区西京極葛野町 一般市道 162 号 42.9 S45 50 西月 15 松室 京都市西京区松室上列原町 主要市道 京都環状線 35.6 S53 42 南市 15 松室 京都市西京区松室上列原町 一般市道 79野嵐山山田線 17.8 S45 50 西月 16 苦寺口 京都市西京区松室上入村町 一般市道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 大児 17 砂川 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左月 18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 18 28.0 H6 26 南市 19 油小路 京都市市区久世高田町 一般市道 79日 99日 24.2 S54 41 南市 20 新島田 <	7	納所	京都市伏見区納所南城堀	主要府道	京都守口線	26.6	\$43	52	伏見
10	8	西国街道西大路	京都市南区吉祥院九条町	主要市道	京都環状線	17.0	S44	51	南部
11 瀬戸川 京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 一般府道 宇多野嵐山山田線 27.7 846 49 西月 12 桂駅西口 京都市西京区桂南巽町 一般市道 桂経211 号線 31.7 861 34 西月 34 西月 34 西月 35 34 西月 35 34 35 35 35 34 35 35	9	寺之内	京都市上京区相国寺門前町	一般国道	367 号	18.8	S44	51	北部
12 桂駅西口 京都市西京区桂南巽町 一般市道 桂経 211 号線 31.7 S61 34 西3 13 西万寿寺 京都市右京区西京極葛野町 一般国道 162 号 42.9 S45 50 西5 14 西大路駅前 京都市南区唐橋西平垣町 主要市道 京都環状線 35.6 S53 42 南 15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西 16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般府道 宇多野嵐山山田線 13.8 S45 50 西 17 砂川 京都市代見区深草今在家町 一般府道 宇多野嵐山山田線 17.5 S44 51 伏! 18 養徳 京都市在京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左! 19 油小路 京都市下京区西油小路町 一般周道 1号 28.0 H6 26 南 20 新高田 京都市南区久世島田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南 21 上久世 京都市南市区外世人世上久世町 一般市道 大世89 号線 24.2 S54 41 南 22 桃山 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 小坂環状線 17.3 S45 50 大! </td <td>10</td> <td>垂箕山</td> <td>京都市右京区太秦垂箕山町</td> <td>一般市道</td> <td>太秦経 161 号線</td> <td>16.0</td> <td>S48</td> <td>47</td> <td>西部</td>	10	垂箕山	京都市右京区太秦垂箕山町	一般市道	太秦経 161 号線	16.0	S48	47	西部
13 西万寿寺 京都市右京区西京極葛野町 一般国道 162 号 42.9 S45 50 西5 14 西大路駅前 京都市南区唐橋西平垣町 主要市道 京都環状線 35.6 S53 42 南前 15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般府道 字多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西5 16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般府道 字多野嵐山山田線 13.8 S45 50 西5 17 砂川 京都市伏見区深草今在家町 一般府道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 伏見 18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左5 19 油小路 京都市市区人世高田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南前 20 新高田 京都市南区久世高田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南前 21 上久世 京都市南区久世上久世町 一般府道 个般市道 久世89 号線 24.2 S54 41 南前 22 桃山 京都市从足区梯山福島太夫西町 一般市道 八世89 号線 24.2 S54 41 南前 24 東朝 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 小野山科停車場線 17.3 S45 50 大皇 東朝 京都市山科区、東野河原町 一般市道 小野山科停車場線 17.3 S45 50 大皇 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 定 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 28 池田 京都市以民区殿翻池田町 一般府道 小野山科停車場線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区殿翻池田町 一般府道 小野山科停車場線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市以民区殿翻池田町 一般府道 小野山科停車場線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区側陸中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東京 15.6 S45 50 大見 16.6 S40 55 東京 16.6 S40	11	瀬戸川	京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町	一般府道	宇多野嵐山山田線	27.7	S46	49	西部
14 西大路駅前 京都市南区唐橋西平垣町 主要市道 京都環状線 35.6 S53 42 南部 15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西部 16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般府道 宇多野嵐山山田線 13.8 S45 50 西部 17 砂川 京都市伏見区深草今在家町 一般府道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 伏見 18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左部 51 左部 51 51 51 51 51 51 51 5	12	桂駅西口	京都市西京区桂南巽町	一般市道	桂経 211 号線	31.7	S61	34	西京
15 松室 京都市西京区松室北河原町 一般府道 宇多野嵐山山田線 17.8 S45 50 西河 16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般府道 宇多野嵐山山田線 13.8 S45 50 西河 17 砂川 京都市伏見区深草今在家町 一般市道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 伏月 18 養徳 京都市下京区西中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左河 20 新高田 京都市下京区西油小路町 一般国道 1号 28.0 H6 26 南河 20 新高田 京都市南区久世高田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南河 15 10 京都市休見区桃山福島太夫西町 一般市道 久世 89 号線 24.2 S54 41 南河 22 桃山 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 八世 大坂橋通 10.0 S45 50 伏月 23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東河 京都市上京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左河 京都市小科区水野河原町 一般市道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東河 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東河 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東河 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 小野山科停車場線 15.6 S45 50 伏月 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏月 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東河 16.6	13	西万寿寺	京都市右京区西京極葛野町	一般国道	162号	42.9	S45	50	西部
16 苔寺口 京都市西京区松尾大利町 一般府道 宇多野嵐山山田線 13.8 S45 50 西河 17 砂川 京都市伏見区深草今在家町 一般市道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 伏見 18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左河 53 54 50 南京 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 51 54 54	14	西大路駅前	京都市南区唐橋西平垣町	主要市道	京都環状線	35.6	S53	42	南部
17 砂川 京都市伏見区深草今在家町 一般市道 河原町十条観月橋線 17.5 S44 51 伏! 18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左3 19 油小路 京都市南区久世高田町 一般国道 1号 28.0 H6 26 南部 20 新高田 京都市南区久世高田町 一般市道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南部 21 上久世 京都市南区久世上久世町 一般市道 久世89号線 24.2 S54 41 南部 22 桃山 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 小坂木橋通 10.0 S45 50 大郎 545 50 大郎 545 50 東部 545 545 50 東部 545 50 大郎 545 545 50 大郎 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 545 54	15	松室	京都市西京区松室北河原町	一般府道	宇多野嵐山山田線	17.8	S45	50	西京
18 養徳 京都市左京区田中西大久保町 主要市道 京都環状線 22.6 S44 51 左3 19 油小路 京都市下京区西油小路町 一般国道 1号 28.0 H6 26 南部 20 新高田 京都市南区久世高田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南部 21 上久世 京都市南区久世上久世町 一般市道 久世 89 号線 24.2 S54 41 南部 22 桃山 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 下板橋通 10.0 S45 50 伏地 23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東部 24 真如堂 京都市上京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 就上高野線 19.3 S43 52 左部 25 小野 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東部 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏地 27 定 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 15.6 S45 50 伏地 28 池田 京都市伏見区磯朝池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏地 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部 16.6 S40 55 第 16.6	16	苔寺口	京都市西京区松尾大利町	一般府道	宇多野嵐山山田線	13.8	S45	50	西京
19 油小路 京都市下京区西油小路町	17	砂川	京都市伏見区深草今在家町	一般市道	河原町十条観月橋線	17.5	S44	51	伏見
20 新高田 京都市南区久世高田町 一般府道 中山稲荷線 87.3 H22 10 南部 21 上久世 京都市南区久世上久世町 一般市道 久世 89 号線 24.2 S54 41 南部 22 桃山 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 下板橋通 10.0 S45 50 伏見 23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東部 24 真如堂 京都市左京区庭ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左頭 25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東部 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	18	養徳	京都市左京区田中西大久保町	主要市道	京都環状線	22.6	S44	51	左京
21 上久世 京都市南区久世上久世町 一般市道 久世 89 号線 24.2 S54 41 南部 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 下板橋通 10.0 S45 50 伏見 公財 別別 23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東部 別別 24 真如堂 京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左京 日本 別別 25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東京 東京 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 京都 市伏見区流下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 京都 市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 京都 市山科区御陵中筋町 一般市道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東京	19	油小路	京都市下京区西油小路町	一般国道	1号	28.0	H6	26	南部
22 桃山 京都市伏見区桃山福島太夫西町 一般市道 下板橋通 10.0 S45 50 伏見 23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東部 24 真如堂 京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左頭 25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東部 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	20	新高田	京都市南区久世高田町	一般府道	中山稲荷線	87.3	H22	10	南部
23 妙見通 京都市山科区東野八反畑町 一般市道 外環状線 17.3 S45 50 東記 24 真如堂 京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左記 25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東記 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東記	21	上久世	京都市南区久世上久世町	一般市道	久世 89 号線	24.2	S54	41	南部
24 真如堂 京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 主要市道 蹴上高野線 19.3 S43 52 左京 25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東京 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東京	22	桃山	京都市伏見区桃山福島太夫西町	一般市道	下板橋通	10.0	S45	50	伏見
25 小野 京都市山科区小野河原町 一般府道 小野山科停車場線 17.3 H5 27 東部 26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	23	妙見通	京都市山科区東野八反畑町	一般市道	外環状線	17.3	S45	50	東部
26 深草 京都市伏見区深草飯食町 一般府道 六地蔵下鳥羽線 14.0 S45 50 伏見 27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	24	真如堂	京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町	主要市道	蹴上高野線	19.3	\$43	52	左京
27 淀 京都市伏見区淀下津町 主要府道 京都守口線 15.6 S45 50 伏見 28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	25	小野	京都市山科区小野河原町	一般府道	小野山科停車場線	17.3	H5	27	東部
28 池田 京都市伏見区醍醐池田町 一般市道 外環状線 19.5 S48 47 伏見 29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	26	深草	京都市伏見区深草飯食町	一般府道	六地蔵下鳥羽線	14.0	S45	50	伏見
29 山科 京都市山科区御陵中筋町 一般府道 四ノ宮四ツ塚線 16.6 S40 55 東部	27	淀	京都市伏見区淀下津町	主要府道	京都守口線	15.6	S45	50	伏見
	28	池田	京都市伏見区醍醐池田町	一般市道	外環状線	19.5	\$48	47	伏見
30 東竹の里 京都市西京区大原東竹の里町 一般市道 洛西 9 号線 62.5 H4 28 西で	29	山科	京都市山科区御陵中筋町	一般府道	四ノ宮四ツ塚線	16.6	S40	55	東部
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	30	東竹の里	京都市西京区大原東竹の里町	一般市道	洛西 9 号線	62.5	H4	28	西京

※色付けは撤去を進める横断歩道橋。

(コラム「横断歩道橋の撤去方針」参照)

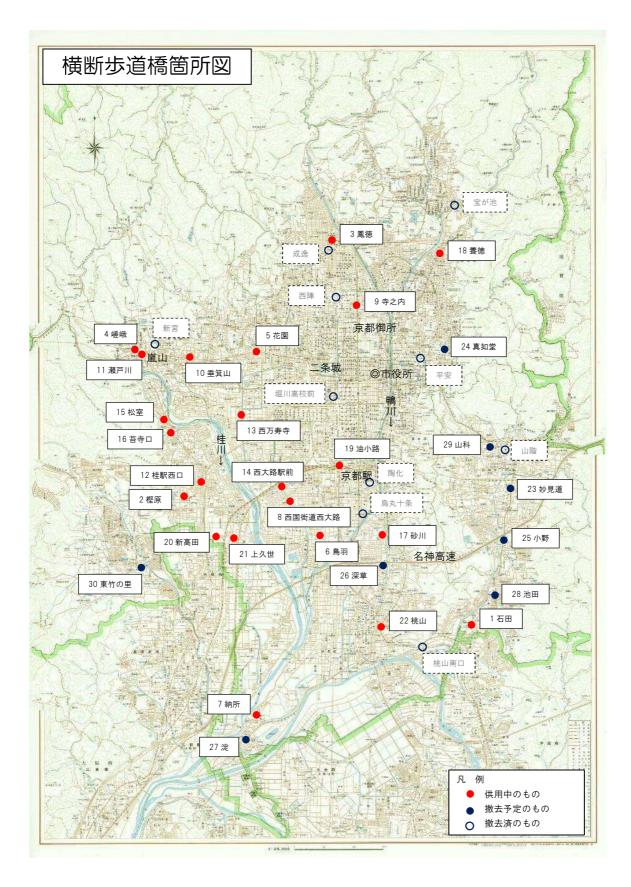


図6 横断歩道橋箇所図(令和3(2021)年3月末現在)

【コラム】

横断歩道橋の撤去方針

京都市では、平成27年7月に横断歩道橋の撤去方針を定め、当時管理していた40橋のうち 駅施設に直結しているなど機能上必要があるものや、通学路として多くの児童に利用されている ものを除き、原則撤去を進めています。ただし、近年補修を行っているものや通学路として利用 されているものについては、老朽化の状況や地元との十分な協議を踏まえ、撤去を進めています。 なお、一旦は「存続させる」としているものについても、一定規模の補修を行う際には、利用実態 や横断歩道橋を取り巻く諸課題を踏まえ、存続の妥当性について再度検証することとしています。 (撤去を進めるもの(18橋))

① 通学路となっていない、または、通学路であるが児童の利用が極めて少なく、近くに横断歩道の確保が可能である歩道橋について早急に撤去していくもの

(10橋)

- ② 通学路となっていないが、近年、補修を行っており、一定期間の経過後に撤去するもの (2橋)
 - ※撤去時期については、一定の老朽化段階で調整を行う。
- ③ 現に通学路として利用されており、丁寧な地元調整を行った後に撤去するもの (6橋)
 - ※児童の利用が概ね100人未満であるが、先行して進める10橋の撤去の状況を 踏まえ、関係機関との調整を行っていく。

(存続させるもの(22橋))

- ④ 駅施設,商業施設等に直結しているもの,市民の生活基盤を支える跨線橋(鉄道を跨ぐ橋)であり機能上から撤去できないもの (**7橋**)
- ⑤ 通学路として極めて多くの児童(概ね100人以上)が利用しており、存続する必要があるもの(15橋)



2. 3 大型カルバート・シェッドの現状と課題

道路,鉄道と交差している箇所に設置されている本市管理のカルバートは,17箇所あり,そのうち車両が通行する重要な大型カルバートの8箇所を本計画の対象施設と位置付けています。施設数は比較的少ないものの,その多くが鉄道と交差する重要施設であり,延長が100mを超える長大なものもあります。令和3(2021)年3月末時点で,建設後30年以上経過している施設もあり,今後,大規模修繕や更新等が必要となると,他の構造物と比較して事業規模が大きくなり,社会的・経済的な影響も大きく,膨大な費用を要することが予想されます。したがって,予防保全型の維持管理を進めることで,施設の健全性を維持し,計画的な長寿命化や予算の平準化を図っていくことが重要となっています。

また、シェッド(ロックシェッド)は、落石の発生しやすい急斜面や落石規模が大きくなる可能性のある箇所で、落石防護柵等では防ぎきれない場合に設置される施設であり、本市では右京区京北地域(旧京北町合併前に京都府が設置)の2箇所を管理しています。落石発生時においては、施設がその機能を発揮し、確実に道路や通行車両の安全が確保されなければなりません。したがって、定期的に施設の状況を把握し、必要な修繕等の対策を計画的に実施するなど、予防保全型の維持管理により適正な状態を維持することが重要となります。

表5 京都市管理大型カルバート等一覧(令和3(2021)年3月末現在)

大型カルバート 名称	地名	交差物件	延長 (m)	建設年次	経過 年数	管轄 土木
1 市道洛北第二経 17 号線	京都市左京区岩倉西河原町	叡山電鉄鞍馬線	16.5	S62	33	左京
2 市道洛西第二経 9 号線	京都市西京区桂久方町	阪急電鉄京都線	20.0	H2	30	西京
3 一般府道中山稲荷線	 京都市南区久世高田町	│ │ J R東海道本線	下り 131.2	S56	39	南部
3 一阪州坦中山相何禄	求部川用区入世間山町	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	上り 125.2	H21	11	(印角
4 主要府道南インター竹田線	京都市伏見区竹田樋ノ井町	近鉄京都線	141.5	S60	35	伏見
5 市道上鳥羽南部緯 15 号線	京都市南区上鳥羽麻ノ町	国道1号	35.0	H9	23	南部
6 市道嵯峨経 48 号線	京都市右京区嵯峨天龍寺油掛町	JR山陰本線	10.3	H21	11	西部
7 市道嵯峨経 49 号線	京都市右京区嵯峨中又町	JR山陰本線	10.1	H21	11	西部
8 市道高速道路 1 号線 (鴨東トンネル)	京都市伏見区深草中川原町	河原町十条観月橋線	418.0	H20	12	南部

シェッド 名称	地名	施設種別	延長 (m)	建設年次	経過 年数	管轄 土木
1 国道 477 号	京都市右京区京北柏原町	ロックシェッド	東 110.5	不明	_	京北
2 四月 477 5	宋郎川石宋 <u>区</u> 宋北阳原则	ログノンエグト	西 49.5	不明	_	水北

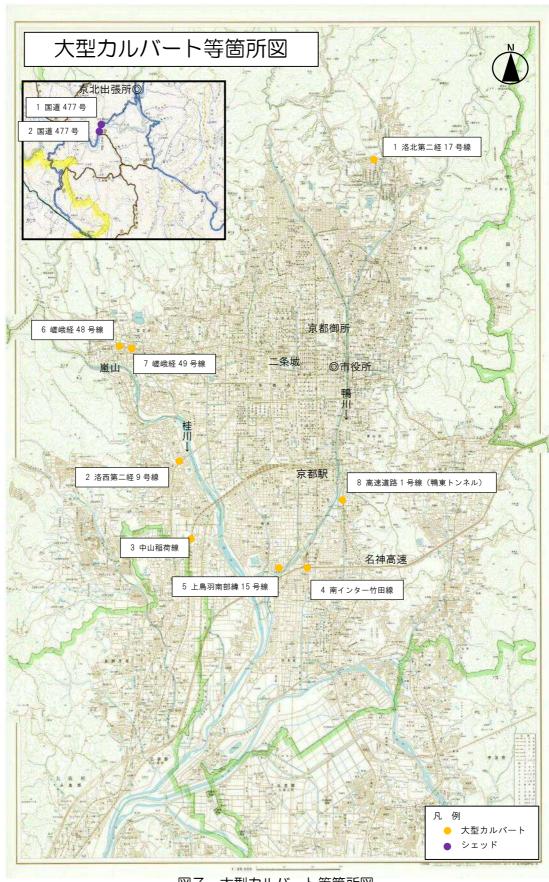


図7 大型カルバート等箇所図

2. 4 門型標識等の現状と課題

本市管理である門型型式の道路標識等は 20 箇所あり、その内訳は、道路標識 19 箇所、道路情報板 1 箇所となっており、約 9 割が緊急輸送道路^{※8}上に設置されています。

門型標識等は、一般の標識類と比較して大型の標識板等が、道路上空を横断して設置されており、支柱根元の腐食による倒壊や標識板等の落下が発生した場合は、重大事故につながる恐れもあることから、橋りょうやトンネル同様に、重要構造物として適切な維持管理を行う必要があります。

したがって,今後も定期的に施設の状況を把握し,予防保全型の維持管理のもと,施設を常に適切な状態に維持していかなければなりません。

表6 京都市管理門型標識等一覧(令和3(2021)年3月末現在)

F	門型標識等地名		路線名	設置	建設	経過	管轄
	施設種別	70	2415% 11	位置	年次	年数	土木
1		京都市北区紫野北花ノ坊町	主要府道 西陣杉坂線	全車線	H2	30	北部
2		京都市東山区小物座町	一般府道 四ノ宮四ツ塚線	全車線	H8	24	東部
3		京都市伏見区竹田西段川原町	 主要府道 南インター竹田線	東行車線	S62	33	
4		京都市伏見区竹田段川原町	土安州垣 用1ノダー竹田麻 	西行車線	S62	33	
5		京都市伏見区竹田浄菩提院町	机士法 油小吸汤	北行車線	H20	12	
6		京都市伏見区竹田鳥羽殿町	│ 一般市道 油小路通 │	北行車線	H20	12	
7		京都市伏見区北寝小屋町	一般市道 下鳥羽経 115 号線	北行車線	H20	12	伏見
8		京都市伏見区下鳥羽但馬町		北行車線	H20	12	1人兄
9		京都市伏見区竹田浄菩提院町	 一般市道 油小路通	南行車線	H20	12	
10	道路標識	京都市伏見区竹田田中宮町	一放川坦 油小岭地	南行車線	H20	12	
11		京都市伏見区毛利町		南行車線	H20	12	
12		京都市伏見区下鳥羽六反長町	一般市道 下鳥羽経 115 号線	南行車線	H20	12	
13		京都市山科区西野山桜ノ馬場町仙科『入口)		西行車線	H20	12	
14		京都市山科区西野山桜ノ馬場町仙科『出口)		東行車線	H17	15	
15		京都市山科区西野山桜ノ馬場町仙科『出口)	机士学 古法学的 1 日始	東行車線	H20	12	去如
16		京都市伏見区深草中川原町(糠トンネル)	一般市道 高速道路1号線 	北行車線	H19	13	- 南部 -
17		京都市伏見区深草藤田坪町(鳴順『闪山)		東行車線	H19	13	
18		京都市東山区福稲柿本町(鴨トンネル)		南行車線	H19	13	
19		京都市山科区西野山射庭ノ上町	一般府道 勧修寺今熊野線	西行車線	H31	1	東部
20	道路情報板	京都市右京区京北細野町	一般国道 162 号	全車線	H4	28	京北

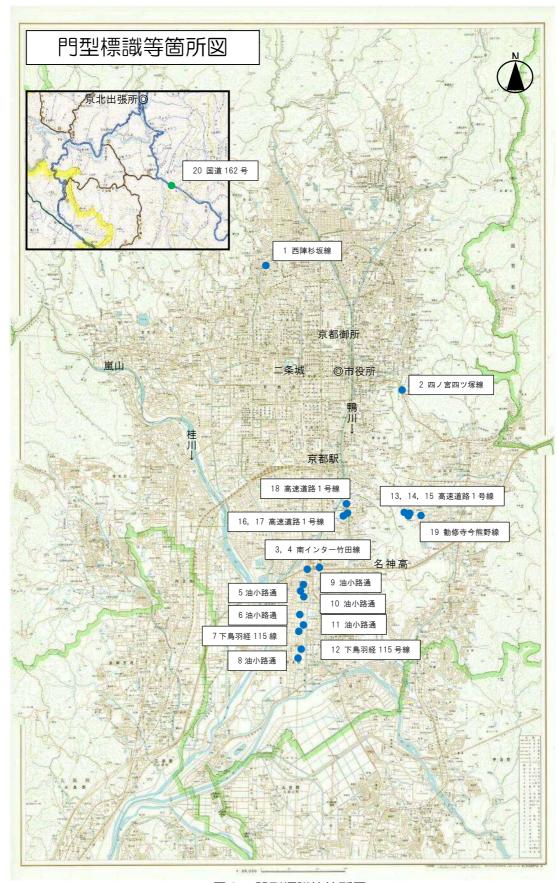


図8 門型標識等箇所図

3. 予防保全型維持管理の推進

3. 1 メンテナンスサイクルの運用方針

基本計画では、以下に示す点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを着実に運用し、予防保全型の維持管理を推進していくことを基本的な考え方としています。 そのため、点検を実施した対象施設については、点検・診断に基づく個別施設の状態、必要な対策の実施スケジュール等を検討し、実施計画を定めます。

点 検

全ての計画対象施設について、施設ごとの点検要領に基づき、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有するものにより、5年に1回の頻度で近接目視による点検(定期点検)を実施することを基本とします。

施設種別 点検要領 横断歩道橋 横断歩道橋定期点検要領 大型カルバート,シェッド シェッド,大型カルバート等定期点検要領 門型標識等 門型標識等定期点検要領

表7 施設別点検要領

診断

施設別点検要領に基づき実施する点検により、施設の部位、部材ごとの劣化や損傷 状況等を把握し、修繕等の措置の必要性を判定し、施設ごとの健全性を4段階に区分 します。

	区分	状態				
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態				
Π	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から				
ш	了的体主权陷	措置を講ずることが望ましい状態				
Ш	[早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講				
ш		ずべき状態				
IV	V 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている,又は生じる可能性が著し				
10		く高く,緊急に措置を講ずべき状態				

表8 定期点検に基づく健全性の診断区分

^{※「}平成31年2月 国土交通省 道路局」策定

[※]トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)

措置

施設ごとの健全性の診断区分に応じて以下の措置を実施していきます。

○区分 [(健全):

健全な状態であり措置は要しないが、日常的なパトロールにより突発的な異常等の状態把握に努める。

○区分Ⅱ(予防保全段階):

次回点検までに早期措置段階へと劣化や損傷を進行させないよう,必要に応じて,ライフサイクルコスト等を考慮した計画的な修繕を実施する。

○区分Ⅲ(早期措置段階):

原則、次回点検までに修繕を実施し、健全性の回復を図る。

○区分Ⅳ(緊急措置段階):

速やかに修繕又は更新を実施することとし、予算や技術的理由から速やかな 修繕等が実施できない場合は、必要に応じて通行規制や通行止め等の措置を講 じる。

記録

一連のメンテナンスサイクルでの取組により得られた施設の状態や対策履歴等の情報は、京都市公共物 GIS(地理情報システム)に記録していきます。記録を積み重ねることにより、劣化や損傷の進行状況を正確に把握し、過去の対策の効果検証を行うなど、以後のメンテナンスサイクルを一層充実させ、施設の長寿命化や中長期的なトータルコストの縮減を図っていきます。

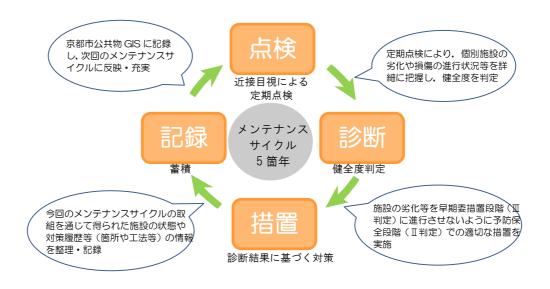


図9 メンテナンスサイクルの概念図

3.2 優先順位の考え方

メンテナンスサイクルにおいて,点検·診断結果に基づき必要と判断された修繕を, 次回点検までに着実に実施していくため,また,予算の平準化の観点からも,優先度 指標に基づき計画的に実施していきます。

基本計画では、健全性の低下する施設の状態を早期措置段階(区分Ⅲ)に進行させないよう予防保全段階(区分Ⅱ)から計画的に修繕を実施することにより、施設の長寿命化やトータルコストの縮減等を図っていきます。そのため、施設ごとの健全性を最重要指標とし、健全性のみで優先順位を評価できない場合には、路線の重要度(緊急輸送道路指定、交通量等)を加え、総合的に優先順位を決定することとしています。

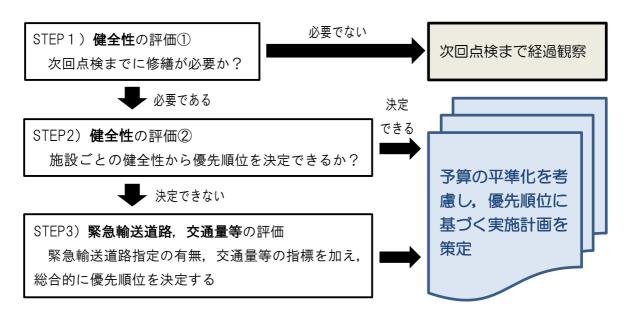


図11 優先順位の決定までの流れ

表8 優先度指標

指標	指標の考え方
	点検要領に基づき4段階($I\sim IV$)に区分された施設ごとの健全性の診断結果より,
健全性	修繕の必要性及び優先度を評価する。また,同等の健全性を有する施設については,
	施設の判定結果に影響する個別部材ごとの損傷状況を考慮して評価する。
緊急輸送	災害発生時の緊急輸送の円滑かつ確実な実施を行うため,京都府緊急輸送道路ネッ
道路	トワーク計画書に示される緊急輸送道路の指定の有無により評価する。
交通量	事故等発生時の道路交通への影響を考慮し,道路交通センサス※9による昼間12時
文 通里	間自動車類交通量(上下線)により評価する。
その他	施設の利用状況等により,特に考慮すべき事項があれば評価することができる。

3.3 新技術等の活用・費用縮減

令和7年度までに本市が管理する全ての横断歩道橋、大型カルバート、シェッド、 門型標識等について、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約 1割の施設で費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

また、本市では、平成27年7月に横断歩道橋の撤去方針を定め、当時管理していた40橋のうち、社会情勢の変化とともに利用者が少なくなっている18橋について、原則撤去の方針を示している。

当該方針に基づき、平成31年度までに、早急に撤去していくものとしていた10橋の撤去が完了しており、令和5年度までに、更に3橋の集約・撤去を目指す。これにより、横断歩道橋の点検・修繕に係る費用を平成27年度に比べて約3割縮減する(13橋/40橋)ことを目指す。

4. 参考資料

4. 1 用語説明

※1) 道路附属物

道路法第2条第2項第1項から第8項までに定める,道路の構造の保全,安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいいます。

※2)補修

劣化や損傷の進行した構造物や施設を部分的に手当し、修繕や更新までの間、機能を維持させることをいいます。

※3) 修繕

劣化や損傷の進行した構造物や施設の機能について,長期的安定性を確保するため, 劣化進行の抑制や,耐久性の回復・向上を行うことをいいます。

※4) カルバート

道路や鉄道等の下を横断する道路や,水路等の空間を得るために盛土あるいは地盤内に設けられる構造物をいいます。本計画では,道路に関するカルバートを対象としています。

※5) シェッド

なだれ、落石及び土砂崩落から道路交通及び施設を防護することを目的としたトンネルに類似の形状をした構造物であり、対象荷重に応じて、それぞれスノーシェッド、ロックシェッド、アースシェッドに分類されます。なお、本市ではロックシェッドを管理しています。

※6)近接目視点検

点検対象箇所に高所作業車や足場設備を用いて、肉眼により部材の変状の状態を把握 し評価が行える距離まで接近して目視観察し、記録する点検方法です。なお、近接目視 による変状の把握には限界があるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査 等を併用して行います。

※7) 税法上の耐用年数

所得税法及び法人税法の規定に基づき,減価償却資産の耐用年数等に関する省令(最終改正:平成28年3月31日財務省)により定められた耐用年数であり,物理的な寿命ではなく,経済的価値の寿命を示しています。

※8)緊急輸送道路

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送の円滑かつ確実な 実施を行うため、高速自動車道、国道及びこれらを連絡する幹線道路と京都府知事が指 定する防災拠点を相互に連絡する道路のことで、第1次から第3次まで指定されていま す。

※9) 道路交通センサス

正式名称を「全国道路・街路交通情勢調査」といい,平日及び休日における自動車, 二輪車,歩行者の交通量を1時間ごとに計測する「交通量調査」をはじめ,日本全国の 道路と道路交通の実態を把握し,道路の計画や,建設,管理などについての基礎資料を 得ることを目的として,概ね5年ごとに全国的に実施している統計調査です。

道路付属施設長寿命化修繕計画【基本計画】

平成28年12月 策定

平成31年 3月 一部改定

令和 3年 6月 一部改定